

令和6年度各会計歳入歳出決算審査及び令和6年度基金運用状況審査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び第241条第5項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和7年監査基本計画に基づき、令和6年度各会計歳入歳出決算審査及び令和6年度基金運用状況審査を以下のとおり実施する。

1 審査の目的

(1) 各会計歳入歳出決算審査

- ア 知事から提出された決算書その他関係書類が、法令に適合し、かつ正確であるかを検証する。
- イ 予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

(2) 基金運用状況審査

- ア 知事から提出された基金の運用状況を示す調書の計数が正確であるかを検証する。
- イ 基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査する。

2 審査期間

審査依頼受領後から令和7年9月4日（木）まで

3 実施対象

項目	局名
(1) 各会計歳入歳出決算審査	
一般会計	各局
特別区財政調整会計、小笠原諸島生活再建資金会計	総務局
用地会計、公債費会計	財務局
地方消費税清算会計	主税局
都市開発資金会計、臨海都市基盤整備事業会計	都市整備局
都営住宅等事業会計、都営住宅等保証金会計	住宅政策本部
母子父子福祉貸付資金会計、心身障害者扶養年金会計	福祉局
国民健康保険事業会計、地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計	保健医療局
中小企業設備導入等資金会計、林業・木材産業改善資金助成会計、沿岸漁業改善資金助成会計	産業労働局
と場会計	中央卸売市場
東京都工業用水道事業清算会計	水道局
(2) 基金運用状況審査	
区市町村振興基金	総務局
用品調達基金	会計管理局

4 審査の通知及び意見書の送付

知事に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付は、講評終了後速やかに行う。